

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例

(設置)

第1条 橋本市立高野口中学校(以下「高野口中学校」という。)の移転改築について、総合的かつ計画的に推進するため、高野口中学校移転改築検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討し、答申するものとする。

- (1) 高野口中学校の移転改築用地の選定に関すること。
- (2) 高野口中学校の移転改築の基本計画に関すること。
- (3) その他高野口中学校移転改築に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 保護者を代表する者
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申を終える日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例(令和7年橋本市条例第41号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 高野口中学校移転改築検討委員会(以下「委員会」という。)の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。